

## **特定地方交通線転換促進関連施設条例の一部を改正する条例の概要**

### **第1 改正の趣旨**

「朝日交通会館」について、施設の老朽化が著しくまた、これまで同会館が担っていた機能を「朝日コミュニティ交流センター」に集約することが可能であることから、用途廃止を行う。

### **第2 改正の内容**

別表（第2条関係）から「朝日交通会館」の項を削る。

### **第3 施行期日**

令和8年4月1日

岩見沢市条例第22号

特定地方交通線転換促進関連施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

特定地方交通線転換促進関連施設条例の一部を改正する条例

特定地方交通線転換促進関連施設条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表朝日交通会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。